

## 滋賀県環境影響評価審査会概要

---

1. 日時 平成 24 年 7 月 18 日（水） 13:30～16:00
  2. 場所 滋賀県庁北新館 3階 中会議室
  3. 議題 （仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る環境影響評価準備書について
  4. 出席委員 占部会長、諏訪副会長、藤本委員、浅見委員、樋口委員、定森委員、山崎委員、和田委員、奥村委員
  5. 内容 事業者から、前回審査会（平成 24 年 3 月 5 日開催）における各委員からの指摘・質問事項に対する説明があり、当該事業に係る環境影響評価準備書についての質疑応答を実施した。
- 

### 【議事概要】

#### 【事業者が、第 1 回開催の審査会における各委員からの指摘・質問に対する説明を実施】

（委員） それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

（委員） 確認ですが、資料 2 の 5 ページ、騒音の観点から積極的に国道を利用すべきという内容について、環境影響評価準備書 23 ページの周辺の道路網を使って、具体的に説明していただけないでしょうか。

（事業者） 準備書 23 ページ、図 3. 3. 11 周辺の道路網の図面で説明させていただきます。

国道 477 号が、竜王インターチェンジ南交差点を右下のほうへ通過して、岡屋交差点のほうへ向かっております。その途中に、今回の事業予定区域がございます。

夜間等については極力国道 477 号を使いまして、事業区域から出た車両は国道 477 号から竜王インターチェンジ南交差点を經由して、竜王インターチェンジから名神高速道路へ上がるというルートを取らせるように指導、要請していきたいということでございます。

（委員） 将来的にも国道 477 号の周辺には民家は建たない、そういう前提でしょうか。

（事業者） そのとおりです。市街化調整区域となっており、現時点で都市計画区域が変更されない限り民家は建たないと想定しています。

（委員） 文化財で、資料 2 の 8 ページ、「評価書での記載内容（案）」です。かなり具体的に書いていただいたんですが、何度も言うようですけれども、本掘調査でかなり重要な遺構が出た場合には、破壊するよりも、できれば保存ということをお願いできないかと思っておりますので、「遺跡の活用の可能性」というよりも「遺跡の保存」という文言を入れていただくと、われわれ文化財担当としては非常にいいという気がいたします。

例えば、準備書の 20 ページの建築物の配置イメージの区画等は未定だと思います。県の教育委員

会の方が判断すると思うのですが、こういうところに保存する遺構があった場合に、それを避けて建物を建てるということは可能なのでしょうか。

(事業者) いずれにいたしましても、今年度、試掘調査を行いまして、本掘調査の範囲を確定したいと考えております。さらにその本掘調査の時点で遺跡等が出た場合は、教育委員会と協議をいたしまして、その指導に従っていきたいと考えております。教育委員会と協議した結果を踏まえて、その要請事項を進出企業に対して伝達し、要請を含めてしていきたいと考えているところでございます。

(委員) まだ掘ってみないと分からないですが、「遺跡の保存・活用」と「保存」を入れていただくと、文化財を大切にしているという面が強く出ますので、「保存」をできたら入れていただきたいと思います。

(事業者) はい、了解いたしました。「遺跡の保存・活用の可能性及び手法等も含めて」ということで、「保存」をそこに追加させていただきたいと思います。

(委員) 対応方針(資料1)の5ページ、水質の部分につきまして、1点目は前回の指摘のとおり適切なご回答をいただけたと思っています。が、この2つ目の内容は、前回議事概要4枚目の私の意見の水質に対する対応方針と捉えているのですが、ここは、内容がうまく伝わっていなかったかと思しますので、もう一度、ご指摘させていただきます。

準備書の404ページです。前回、水質の「予測の概要」に、この工事を行った場合の水質に対する影響が地下水にだけ言及されているので、地下水だけではなく、いわゆる公共用水域への影響もあるというところを含めて、水質に対する予測、これからの対応策をもう少し詳細に記述し、限定しないように管理の徹底も含めて書いていただきたいということでお願いしたのです。

その中で、例えばということで、遮水板や油事故を申し上げたと思うのですが、その「例えば」という事例に対して、今回の回答は、そちらへ全部話が行ってしまっているもので、うまく伝わってなかったのではないかと思います。

もう一度言いますと、企業の立地が起こった場合に、例えば、水質に関する問題には人災としての、企業等が徹底的に管理を行っていないことに対する薬品等の流出事故もありますし、それから、今回(2012年7月)の九州で起きたような天災、いわゆる豪雨が降った場合の自然災害による事故もある。

それらに対して、その地区の地下に及ぼす影響、もしくは、氾濫した場合に公共用水域、例えば隣の祖父川へ流出するような緊急的な事故を考えて、それらに対処できるような水質の対策のハード面やソフト面にまで記述を広げて、その後、工場等に引き継いでいくときに、それも踏まえて周知徹底をするように書いていただきたいとお願いした次第です。

実際には人災・天災含めて、企業が立地した場合の事故は、薬品倉庫の問題や重金属の問題もあります。地下水に関わってくればトリクレンやパークレン、また今、VOCへの対応といったような水質汚染の問題、他に有害物質のシアン化合物や、農薬などいろいろなものがあるので、例えば油の場合はこういうことがありますというかたちでの書き方であれば良いのですが、やはり全体としては有害物質の流出ということを基に、地下浸透、漏れ以外に、公共用水域への問題にも対応できるような内容を追記していただけないかと思っております。

資料2の11ページに関して、「有害物質を取り扱う」以後が全部油の話になっていますので、記述をこれだけに特化して書かれないように、全体を概観できるような、もうちょっと幅広い視点での書き方にしていただけませんかと思っております。

ですので、それに関連します資料2の1ページ、別添2の「継続的な環境保全措置」中の、⑨「油流出等の緊急時対応（地下水汚染への緊急時対応）」は、「人災・天災を含めた災害などの緊急時における有害物質の影響低減のための対応策、また管理の徹底」というふうに記載されるほうがよろしいかと思えます。趣旨はそうように考えておりますので、ご一考いただければと思います。

(事業者) ただ今ご指摘いただきましたとおり、資料2の1ページの⑨を災害時緊急時対応に、それから、油流出だけでなく有害物質も含めて書かせていただき、それに「徹底」という文言を入れさせていただく。11ページの別添12にも、その具体の対応を併せて追記させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) 資料2の1ページにも、進出企業に情報を伝達すると書いてありますが、工業団地の場合、組合的なものをつくって事に当たられる場合が多いわけです。

それで、この質問は事務局から答えていただいたほうがいいのかもかもしれませんが、滋賀県にある工業団地では、通常、組合的なものを県が指導してつくっているのか、企業が自主的につくっているのか、そのへんの事例が分かれば、ご説明をお願いします。

(事務局) 事務局です。県で工業団地の造成の指導や企業誘致を担当する企業誘致推進室にも確認しましたが、工業団地に関し、維持管理などのために組合をつくる仕組みや、指導といったものはないということです。

ただし、工業団地では、事業者が組合を自主的に、以後の維持管理等に便利なようにつくることが実情だということで、県内でも幾つかの工業団地には、組合をつくっている事例もあるということです。

(委員) 前回、私、気が付かなかったこととお聞きしたいことがあります。実は景観とも関係する話ですが、造成した土地には複数の企業が入ることが予想されます。悪臭の観点から言いますと、工場からの排気は高ければ高いほど最大着地濃度も低くなりますから安全ですが、まず、煙突をあまり高く建てると今度は景観上問題が出てくる、そのへんの兼ね合いが一つあります。

次に、一つの工場でない場合、ある煙突を建てた後に、また別の敷地に例えばその煙突に準ずるぐらいの高さの建物が建ってしまいますと、いわゆるダウンドラフト的なことが起こって、実はその許容排出量がそこで変わってしまうということが起こり得るのです。

そういった一事業者で管理できないところにまた別の建物が建って、実は悪臭防止法上の最大許容排出量が変わってしまうということに対しては、例えば、これを売る側としてはどういう指導ができるのでしょうか。その2つの点についてご見解をお聞きしたいと思います。

(事業者) ただ今の悪臭と景観の関連ですが、今の事業計画に想定する7業種もはっきりしていませんが、7業種で特に悪臭が考えられるとすれば化学工業系です。他は大概組み立て工業系などです。化学工業や、ひょっとしたらプロセス系の工場が来たとしても、他の事例も見てもあまり高い煙突はな

いとは思いますが、今先生がおっしゃったところを当然指導していきます。

そして、悪臭については、竜王町と公害防止協定を締結していただいて、全般的な大気や、悪臭、騒音、振動で管理していくという対応を今のところは考えております。

(委員) 今の公害防止協定の話ですが、これはそれぞれの事業者さんと住民との間で個別に設定するのですか。それとも、全体でその協定を取り交わすものなのですか。

(事業者) 個別に7企業が入ってきたとすれば、それぞれ竜王町と公害防止協定を結んでいただくことになります。協同組合と公害防止協定の関連については、その手法は考えていかないといけないと感じております。

(委員) 複数の業種が絡むようなことが全くないこともないので、もし可能であれば、組合等を組んでいただくようなことを造成する事業者さんでもできるだけ推進をしていただくということが、供用後の住民との対応からしても、住民さんも話がしやすい。個別に対応という、それだけで非常に大変な労力を使ってしまうので、できればそういうものを促すように事業者さんには進めていただければと思います。

(事業者) はい。

(委員) 資料2の9ページの別添9の内容についてです。ここで湿地環境の保全ということで、具体的な手法としまして、「粘性土の土を用いる」ことを書いていただいております。

この話は調整池をどうするかというところで上がってきたと思うのですが、粘性土そのものを用いたとしても、水位がどう変わるかによってカラカラに乾いてしまったり、あるいは、もうビシヤビシヤになってしまったりする。

ここで言いたかった趣旨は、調整池の構造を物理的にどのような工夫をすることによって、ヒタヒタの植物なのか、生物なのか、あるいは、ある程度一定の水深を必要とする生き物なのか、どの生き物の保全を目指すのかという、その物理条件について言及していただきたいと思ったのです。実際には、今回の対応には、粘性土を用いるとしか書かれていないのですが、どのような構造にするかという修正を記すのは難しいと思います。

そこで、滋賀県では例えば資料1の5ページの事業者の回答のところにあります「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」の中に、確か「調整池については、ビオトープに配慮する」という事項が書かれていたと思うのです。ですので、ここで明記するのが無理なようでしたら、「この計画基準(案)に基づいて協議」、「協議の上」、あるいは「基づいて」というかたちで、生き物に配慮した設計を行うといった文言にさせていただけると、具体的にどのような物理条件にするか、生き物に配慮した物理条件が必要なら、それに対する対処が必要なんだなということが具体的に分かってくるのではないかと思います。

(事業者) ただ今ご指摘いただきましたとおり、「開発に伴う雨水排水計画基準(案)」に基づき、また、開発事前協議等の中で、今おっしゃられたビオトープの部分につきましても協議をさせていただいて、構造等については決めていきたいと思っております。先ほどの資料2の別添9の9ページの表現の部分につ

きましても、その基準に基づき協議し構造決定するというような内容に改めさせていただきたいと思  
います。

(委員) 伝承文化について、聞き取りをしてくださっていただき、地域の状況に詳しい人、70代に聞  
いたと書いてありますが、そのとき、この勝手神社のオハケといわれる祠が工場地になることに関し  
て、その70代の方は「もうなくしてしまってもいいよ」という感覚だったのか、「あそこを、ああ、  
なくしてしまうのか」というのか、どのように言われておられましたでしょうか。

(事業者) 主観的なものは多分に入りますけれども、そのときに、これがなくなるからどうだという心  
象的なところまでは何もおっしゃられていなかったのも、あまりその感触はつかめなかったのですが、  
事業者がここ一帯を開発するということはよくご存知でした。

(委員) そうすると、地域の人、住民さんの感覚としては、昔、勝手神社があったところは、「別に、  
もう」というような感覚と捉えてよろしいのでしょうか。

(事業者) 当時祠を建てられたという方も岡屋地域にいらっしゃらなくなって、もうお参りも何もされ  
ていないような状況になってしまったのでということで、あそこにすごい価値観を置いているとは、  
感じ取れませんでした。

(委員) あと、大したことではないですが、16ページに「西暦1000年を中心に前後合わせて約5  
00年の間『勝手神社』が鎮座した地であった」と書いていただいているのですが、これはきっとあ  
くまでも神社の由来ですので、史実かどうかはちょっと怪しいですので、ここにかっこ書きで、「勝  
手神社の由来」、「縁起」と明記していただければと思います。

(事業者) はい。

(委員) 少し確認をさせていただきたいのです。資料2の9ページの別添8で、この場所が土地を取得  
されてから放置されているということで、逆に生物の多様性や、生産性が低くなって、その結果とし  
て食物連鎖の頂点にいる猛禽類も十分には利用していないことがあったのですが、それに対して、逆  
に今回の造成をきっかけに、ここの持っているポテンシャルを引き出せるようにしたいという、その  
姿勢は良いのです。けれども、この中で、「残置森林と一体となって維持管理」とありますけれども、  
残置森林の部分というのは保安林であって、手を付けないということですよ。

だから、売却される部分だけ何らかのかたちで工夫をして、企業さんにも手を付けていただく、維  
持管理していただくということでいいのです。

というのは、こう書いてあると、残置森林も何らかの維持管理をするのかなという期待があるんで  
すけども、これはできないというか、しないというか。そういうことでいいのです。

(事業者) 今現在、竜王町と連携しながら本事業を進めておりまして、こうしたものも一つのまちづく  
りという観点からも、工業団地の事業を進めようとしております。

その中で、この事業地の北側にドラゴンハットという総合運動施設がございます。将来進出企業が

入ってきたときには、そうした施設も有効活用できるようにということで、いろんなネットワークの構築も考えている中で、一部保安林の部分にも管理道路を兼ねた遊歩道も造りまして、それで保安林の部分についても維持管理を併せて行っていきたいということを現在考えているところでございます。

(委員) 分かりました。そういうことであれば、このように書いておいていただいても結構なのですが、耕作放棄の水田もありました。ああいったところは、逆に人間の手が入ることによってサシバの採餌環境としても使われます。できることならば林縁効果が出るだけではなくて、残置森林がより活性化するような方策を、町もしくは企業の組合で考えられるような方向性というのは、念頭に置いておいてほしいということをお願いします。

(委員) 今の点に関連しまして、やはりいかに入ってこられた企業の方々が取り組んでいただくかが重要なこととなってきますので、今お話にありました遊歩道を設置するといった、その他もろもろの付加価値、プラスアルファの部分で自主的な取り組みをしていただく。生物多様性の保存を目的として自ら進んでやっていただくためには、やはり仕掛けがどうしても必要だと思うんです。

この資料2の1ページにある、例えば「契約の一環」とか、「必要事項を明記する」といった堅苦しい中には書けないと思うのですが、事業者として引き渡した後も生物多様性が保全されるような仕組みとして、入ってこられた企業が自主的に取り組むための資料作りをするという姿勢は持っていていただきたいと思います。

(事業者) 環境面につきましては委員の皆さんのご意見を踏まえまして、事業計画の中にもできる限り盛り込んでいきたいと考えております。どうしてもこの準備書の中で書けない部分につきましても、進出企業、そして受け入れていただく竜王町岡屋の町民の方とも、今後、説明会等で何回も意見交換させてもらうという機会がありますので、その中でのご意見も踏まえて、残置森林の部分もできる限り有効に活用できる方策ということで、今計画を考えております。

(委員) 景観の部分です。資料2の12ページからありますように、法面緑化に変更していただいております。

それで確認ですけれども、この資料では県の景観ガイドラインに従うという書き方です。竜王町さんが景観計画に取り組んでおられる可能性もあるのですが、そのことはどういう情報を把握されていますでしょうか。

(事業者) 今回の工業団地につきましては、この資料1の10ページにある景観ガイドラインを、適切に遵守、参考にしていけると見えています。ひょっとしたら竜王町に詳細な計画があるのかも分からないんですけども、教えていただければと思います。

(委員) 私も特に情報を把握していないのですが、まだ把握されてないということですね。おそらく県下の市町でも全てそういう状況になりつつあるので、どういう段階かというだけだと思うのですが、市町がやれば、やはり県のガイドラインより、もちろんこれに基づいてのことになります。情報を把握しておく必要があると思います。

(事務局) 事務局です。竜王町が来ておりますので、町の景観のガイドライン等のことについて発言していただきます。

(竜王町) 竜王町です。特に町で独自の景観のガイドラインは、今のところ設定はございません。

(委員) よろしいですか。

(委員) はい。

(委員) 資料1の4ページに、前回ご指摘させていただきました谷埋め盛土の地震時に関する考慮ということに関してお答えいただいておりますが、特に準備書のほうに関して何かを追記していただくということがないようです。比較的新しく問題になってきている事柄ですので、特に法整備や、技術指針などで確定したものが提示されてないという状況の中では、具体的には書きにくいと思われませんが、邪魔にならないようであれば、やはり準備書の427ページあたりから造成に関する事柄について予測等、言及がされているわけですから、その中に、資料1の4ページの事業者のお答えのように「最新の知見に基づき、安全な土地の造成に努める。安全な土地の造成に配慮する」というような書き方で追記できるようであれば良いと思います。

斜面の安定性に関する評価に関しても小さな項目を設けておられます。まだ確定してはいないわけですから、そういうことに配慮するという一言を加えていただくと良いと思いますので、ご検討いただけたらと思います。

(事業者) ご指摘のとおり、427ページのところに、資料1の4ページの3行の部分を追記させていただきますと思います。

(委員) 廃棄物の件についてお尋ねしたいと思います。資料2の1ページの表に「継続的な環境保全措置」の⑧「3Rの推進」とありますが、最近京都府などの工業団地はゼロエミッションの推進を積極的にやっているところがあります。3Rの中身としてはゼロエミッションも含まれるとは思いますが、言葉としてやはり「3R (ゼロエミッション)」と入れていただきたいということです。

(事業者) ご指摘いただきましたとおり、資料2の1ページの⑧のところに、3Rの後ろに「ゼロエミッション」というのを追記させていただきますと思います。

(委員) 資料2の12ページの「竣功」の「功」の字が間違っていますので訂正してください。

(事業者) 失礼いたしました。ご指摘のとおり修正いたします。

(委員) 今の日本の情勢の中で、こういった工業団地が新たに造成されるということはすごく画期的なことだと私は思っております。

低影響開発やSUDS (Sustainable・Urban・Drainage・System

s) という、いわゆる都市開発をしたときの持続可能な都市排水システムが、今盛んに海外、ヨーロッパやアメリカでいわれています。

今の気候変動に際して、今までの都市開発ではマンホールのふたがあふれるというように、非常に災害が多くなっているのので、自然に優しい開発を、特に工業団地などで適用していこうということが非常に大きくいわれています。

お金のある中国などでしたら国家が新たに開発するということができますが、今の日本の非常に難しい状況の中でこういった開発が上がってきますと、エコビジネスパークといった概念を今回の開発に取り入れていただけないかと希望をします。

というのは、何人かの海外の方から、日本の関西地区での都市開発で特にSUDSに力を入れているところを紹介してほしいという問い合わせが来ているのですが、実際にいざ紹介しようとしてもなかなか感じています。

この資料2の9ページの工場の用地や法面、道路用地を緑化するというのも、SUDSの中の対策の一つにも挙げられています。滋賀県が日本を代表するような造成地を今から造れるチャンスなので、是非そういった視野でこの開発のさまざまな景観や緑化、残置森林といったところについても、検討事項の中に組み込んで開発をしていただければと思います。

(委員) コンセプトに関連する素晴らしいお話がありました。事業者さんのほうから何かありますか。

(事業者) 事業者といたしましても、竜王町としての特徴、特性は、これはやはり田園地帯であって、里山がまだ多く残っている、非常に滋賀県を代表するような地域というふうには思っています。

という中で、この環境アセスを踏まえて事業展開していきますし、環境の会社が手を挙げて、「ここ欲しいですわ」というお話があれば、当然私達も、それに特化したというようなことも具体的にできると思いますが、誘致の企業がまだそこまで特定ができないという状況の中では、竜王町の持っているポテンシャルをできるだけ守るという姿勢で取り組んでいきたいと思っています。

(委員) 今のお話は文言についてということではなくてよろしいですか。

(委員) はい。

(委員) それでは、ご質問もないようですので、本日の審査会はこれで終了とさせていただきます。

( 審 査 会 終 了 )